

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年3月25日に実施した公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長及び教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年5月26日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査の対象

(1) 対象施設

相模原市立相模川自然の村(以下「相模川自然の村」という。)及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)

(2) 指定管理者

西洋フード・コンパスグループ株式会社(令和3年4月1日にコンパスグループ・ジャパン株式会社に社名変更)

(3) 市所管課

市長公室シビックプライド推進部観光・シティプロモーション課及び教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室

2 監査の日程

令和2年10月6日から令和3年3月25日まで

3 措置に係る通知日

市長及び教育委員会から通知があった日 令和3年5月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【指定管理者】</p> <p>1 収支報告書について</p> <p>指定管理業務における出納事務について、相模川自然の村及び野外体験教室の令和元年度収支報告書の内容を総勘定元帳その他の書面等と照合し、調査したところ次のような事例が見られた。</p> <p>(1)相模川自然の村に係る無線機のリースに係る費用について、総勘定元帳ではリース資産減価償却費として計上されていたが、収支報告書においては減価償却費及び賃借料に重複して計上されていた。</p> <p>(2)野外体験教室に係るリネン類のクリーニング代について、宿泊団体が負担する収入額と同額で報告されていたが、その積算根拠が判明せず、支出</p>	<p>令和2年10月6日から令和3年3月25日にかけて実施された公の施設の指定管理者監査における指摘事項とされた各項目につきましては、観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室から指定管理者であるコンパスグループ・ジャパン(株)に対し指導を行い、次のとおり改善措置が講じられました。</p> <p>1 収支報告書について</p> <p>本件につきましては、根拠書類である営業成績詳細表から収支報告書に分類する際の確認不足が原因となり計上ミスが生じました。</p> <p>指摘のありました事例につきましては、以下のとおり修正いたしました。</p>

額が正確であることが確認できなかった。

(3) 手数料、検便検査料及び固定資産税について、総勘定元帳の金額と一致せず、積算根拠が判明しない月が散見された。

(4) 令和元年8月分の減価償却費について、総勘定元帳に計上されたリース資産減価償却費が反映されていなかった。

相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務に関する収支報告については、本社の会計記録を相模川自然の村及び野外体験教室に係る経費に分類して集計する作業において計上漏れや重複計上等が生じており、その結果、総勘定元帳や請求書等の証拠書類との整合性が取れず、収支報告書が正確であることが確認できなかった。

今後は、収支報告書の作成手順の精査、確認を行い、適正な収支状況の報告を徹底されたい。

(1) 相模川自然の村に係る無線機のリースに係る費用について、収支報告書の賃借料から削除しました。

(2) 野外体験教室に係るリネン類のクリーニング代について、収支報告書と根拠資料の金額が異なっていた理由は、受益者負担の考えからリネン代の収入と同額にて記載するものと認識しており、寝具類の賃借料に含まれる洗濯代や、リネンの配布準備及び回収作業に係る費用を含めて報告していたため、金額が誤っておりました。

寝具類の洗濯代は、寝具類の賃借料に含まれており、リネンの配布準備及び回収作業に係る費用は人件費に含まれているので、二重計上を修正するため、リネン類のクリーニング代については、寝具類の洗濯代及びリネンの配布準備及び回収作業に係る費用を除いたクリーニング費用を計上し、修正した収支報告書を提出しました。

(3) 手数料について、計上が漏れていた令和元年10月から令和2年3月までの入金手数料を計上いたしました。また、福利厚生費に計上されていた令和元年4月から8月まで、並びに10月及び11月の代行手数料を手数料に計上いたしました。

検便検査料について、相模川自然の村と野外体験教室との分類に誤りが生じ、また、前月当月との計上誤りが生じていたため、正しい金額に修正いたしました。また、固定資産税について、令和元年10月分から営業成績詳細表に基づき正しい金額を計上いたしました。

2 第三者委託の届出について

指定管理施設に係る第三者への業務委託について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (1) 令和元年度に第三者へ委託した相模川自然の村に係る予約システム保守業務において、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。
- (2) 令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務において、指定管理者から提出された令和2年度事業計画書に再委託する業務が記載されていたが、協定書に定める第

(4) 令和元年8月分の減価償却費について、リース資産減価償却費6,533円の計上が漏れていたため、計上いたしました。

上記の修正を行なった令和元年度収支報告書及び根拠書類の営業成績詳細表を令和3年3月30日付で観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室へ提出し、その整合性について確認していただきました。

なお、この修正については、複数の職員で各項目の数値の照合を行い確認いたしました。

今後につきましては、営業成績詳細表のデータに基づき、施設ごとの積算根拠となる資料を作成することとし、毎月複数の職員により月次決算の確認を行うとともに、定期的に各所管課とその整合性について確認を行い、適正な収支状況の報告を徹底してまいります。

2 第三者委託の届出について

本件につきましては、提出書類の確認不足によるものです。

指摘のありました事例につきましては、以下のとおり対応いたしました。

- (1) 令和元年度の協定書に定める第三者委託に係る書面による承認につきましては、当該年度が経過していることにより申請及び承認行為が妥当でないため、当該年度の委託業務の内容について再委託の相手方や契約内容等を観光・シティプロモーション課に報告し、適正に業務が実施されたこと

三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。

協定書では、「指定管理者は、管理業務を第三者に委託してはならない」とした上で、例外的に専門的知識又は経験を必要とし、かつ自ら行うことが困難な一部の管理業務に限り、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が定められている。

今後は、協定書の内容を十分に確認するとともに、市への適時かつ適切な報告を行うなど、指定管理業務を適正に執行されたい。

3 個人情報の取扱いに関する措置について

協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）に定める提出書類について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (1) 相模川自然の村に係る予約システム保守業務について、個人情報の取扱いを第三者に委託しているにもかかわらず、特記事項に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。また、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について、市へ書面による報告をしていることが確認できなかった。
- (2) 野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を市へ行っていることが

を確認していただきました。

- (2) 令和2年度の協定書に定める第三者委託に係る書面による市への申請につきましては、令和2年10月12日付けで観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室へ提出し、承認を受けました。

今後につきましては、提出が必要な書類を確認するためのチェックリストを使用し、弊社及び各所管課の三者間で共有し、複数の職員でチェックすることで提出漏れが無いよう適正に事務を執行してまいります。

3 個人情報の取扱いに関する措置について

本件につきましては、提出書類の確認不足により発生したものです。

指摘のありました事例につきましては、以下のとおり対応いたしました。

- (1) 相模川自然の村に係る予約システム保守業務について、令和元年度の特記事項に定める第三者委託に係る書面による承認につきましては、当該年度が経過していることにより申請及び承認行為が妥当でないため、当該年度の委託業務の内容について再委託の相手方や取り扱う情報等を観光・シティプロモーション課に報告し、適正に業務が実施されたことを確認していただきました。また、令和2年度につきましては、令和2年12月1日付けで提出し、承認を受けました。

また、令和元年度及び令和2年度の

確認できなかった。

今後は、相模原市個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

4 修繕費の報告について

修繕費精算報告書の内容を調査したところ、次のような事例が見られた。

(1) 野外体験教室の地下ピット給湯管漏水補修工事に係る費用が、相模川自然の村の修繕費精算報告書に計上されていた。

修繕費については、市が概算で支払を行う指定管理料であり、毎年度終了後に精算を行い、執行額が概算支払額を下回った場合は市に対して残額の返還を要する経費である。令和元年度の修繕費精算報告書では修繕費は全額執行した旨の報告となっていたが、誤って計上された費用を除いた場合、相模川自然の村の修繕費に残額が生

再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等の書面につきましては、令和2年12月11日付けで提出いたしました。

(2) 野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告につきましては、令和2年10月12日付けで相模川自然の村野外体験教室へ提出いたしました。

今後はつきましては、相模原市個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出が必要な書類を確認するためのチェックリストを使用し、弊社及び各所管課の三者間で共有し、複数の職員でチェックすることで提出漏れが無いよう適正に事務を執行してまいります。

4 修繕費の報告について

本件につきましては、修繕費精算報告書を作成するにあたり、分類を誤ってしまい、その記載内容の確認不足により発生したものです。

指摘のありました事例につきましては、以下のとおり対応いたしました。

(1) 野外体験教室の地下ピット給湯管漏水補修工事に係る費用を、相模川自然の村の修繕費精算報告書から削除し、野外体験教室の修繕費精算報告書へ追加し、修正した修繕費精算報告書及び請求書等の根拠書類を相模川自然の村野外体験教室へ令和3年3月5日付け、また、観光・シティプロモーション課へ令和3年3月30日付

じることになる。

(2) 総勘定元帳に消耗品費として計上されている芝刈機及びエンジン刈払機の購入費が野外体験教室の修繕費精算報告書に計上されていた。また、エンジン刈払機については平成30年度に購入されており、その額は消費税込みの購入金額に消費税相当額を加えた額となっていた。

今後は、修繕費精算報告書の作成手順の精査、確認を行い、適正な報告を徹底されたい。

けで提出し、その整合性について確認していただきました。

なお、本修正に伴い相模川自然の村の指定管理料に返還の必要が生じたため、令和3年4月30日付けで納付いたしました。

(2) 芝刈機及びエンジン刈払機は修繕が不可能であるため本機自体を購入しましたが、結果的に修繕と認識したことにより、野外体験教室の指定管理料修繕報告書に記載いたしました。

また、エンジン刈払機は税抜き価格と見誤ってしまい消費税を上乗せしてしまいました。

また、購入日が平成31年3月21日でしたが、弊社の小口現金購入の会計上、翌月計上となるため平成31年4月の修繕として、令和元年度分の修繕費報告書に記載いたしました。

今回の件につきましては、複数の職員により正確な数値を算出し、その数値を反映させた平成30年度の収支報告書、令和元年度の修繕費精算報告書及び請求書等の根拠書類を令和3年3月5日付けで相模川自然の村野外体験教室へ提出いたしました。

今後につきましては、修繕費精算報告書の作成に際して複数の職員で確認を行うとともに、各所管課には修繕費に係る請求書等の根拠書類を添付し、その整合性について確認していただくことで、適正な報告を徹底してまいります。

【観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室】

1 指定管理業務に係る報告について

指定管理者による会計処理については、本社において相模川自然の村分及び野外体験教室分の経費の仕訳を一括して行い、その結果出力される営業成績表を基に各々の施設に分類し、収支報告書を作成している。しかしながら、収支報告書作成の過程において計上漏れ、重複計上等が散見されたほか、修繕費の計上誤りが生じるなど、結果として市は誤った内容の収支報告書及び修繕費精算報告書を受領していた。

協定書第19条において、市は、「管理業務の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録の提出を求め、検査し、又は実地調査をすることができる」と規定している。

今後、市は指定管理者とともに今回の計上誤り等の原因について検証を行い、必要に応じて指定管理者に対し根拠資料等の提出を求め、正確性を確認するとともに、野外体験教室においては受益者負担を求めている経費の使途の確認を行うなど、管理運営の適正性の確保を図りたい。

令和2年10月6日から令和3年3月25日にかけて実施された公の施設の指定管理者監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。

1 指定管理業務に係る報告について

収支報告書につきましては、記載された数値の計算に誤りが無いかを確認しておりましたが、営業成績詳細表等の根拠資料は協定書上、提出の義務は無く、提出を求めていなかったことから確認しておりませんでした。

また、修繕費精算報告書につきましては、記載内容のみ確認しておりましたが、請求書等の根拠書類の確認はしておりませんでした。

このため、指定管理者に対し収支報告書及び修繕費精算報告書の修正を求め、令和3年3月30日付けで修正後の各報告書の提出を受けました。

提出を受ける際には、収支報告書の根拠書類として営業成績詳細表、また、修繕費精算報告書の根拠書類として請求書等の提出を受け、数値を照合し、各報告書の正確性を確認しました。

併せて、修繕費精算報告書の修正に伴い、相模川自然の村の指定管理料に返還の必要が生じたため、指定管理者に対して返還を求め、令和3年4月30日付けで納付されました。

収支報告書上のリネンのクリーニング代については、指定管理者が受益者負担の考えからリネン代の収入と同額を支出として記載して寝具類の洗濯代及びリネンに係る作業等の経

費を控除せずに収支報告書に計上しており、重複計上となっていました。

リネン代につきましては、実際に支出したリネンのクリーニング代を記載した収支報告書の提出を受けました。

対応策としましては、毎年度、収支報告書とともにリネンのクリーニング代の支払明細書等の提出を求めることといたしました。また、令和3年度は、リネンと布団のクリーニング代及びリネンに係る作業の見積書等の提出を受け、料金の承認を行いました。

今後につきましては、収支報告書に記載されている数値や計上科目等に誤りが無いか確認するため、観光・シティプロモーション課、相模川自然の村野外体験教室及び指定管理者の三者間で収支報告書と根拠資料の整合性について、定期的に確認を行ってまいります。また、修繕費精算報告書の提出を受ける際には、請求書等の根拠資料の提出を求め、修繕費精算報告書と根拠資料の整合性について確認を行ってまいります。

2 第三者委託の届出について

第三者への業務委託について調査したところ、令和元年度の相模川自然の村に係る予約システム保守業務並びに令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務のうち再委託により実施するものについて、協定書に定める第三者委託に係る

2 第三者委託の届出について

本件につきましては、指定管理者に対して書類の提出を求めることを失念したことによるものです。

第三者委託のうち、令和元年度の予約システム保守業務については、第三者委託を実施することについて指定管理者から口頭で報告を受けていたものの、書面による承認を失念しておりました。

書面による承認をしていることが確認できなかった。

今後は、提出書類の確認体制や事務処理手順を見直し、適正に事務を執行されたい。

3 個人情報の取扱いに関する措置について

協定書の特記事項に定める提出書類について調査したところ、相模川自然の村に係る再委託において、特記事項に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった事例や、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について書面による報告を受けていることが確認できなかった事例が見られた。また、野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を受けてい

令和元年度分の協定書に定める第三者委託に係る書面による承認についての措置については、過年度分のため、指定管理者から当該年度の委託業務について再委託の相手方や契約内容等の報告を受け、適切に業務が実施されたことを確認しました。

また、令和2年度分につきましては、令和2年10月12日付けで提出を受け、承認しました。

今後につきましては、提出が必要な書類を確認するためのチェックリストを使用し、観光・シティプロモーション課、相模川自然の村野外体験教室及び指定管理者の三者間で共有し、複数の職員でチェックすることで提出漏れが無いよう事務を執行してまいります。

3 個人情報の取扱いに関する措置について

本件につきましては、指定管理者に対して書類の提出を求めることを失念したことによるものです。

協定書の特記事項に定める第三者委託に係る書面による承認のうち、令和元年度分につきましては、過年度分のため、指定管理者から当該年度の再委託の相手方及び取り扱う情報等について報告を受け、適切に業務が実施されたことを確認しました。また、令和2年度分につきましては、令和2年12月1日付けで提出を受け、承認しました。

また、令和元年度及び令和2年度の再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等についての書

ることが確認できなかった。

今後は、個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

面につきましては、令和2年12月11日付けで提出を受けました。

また、野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者が変更しているにもかかわらず、指定管理者から協定書別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」第6条第2項に定める秘密保持に関する誓約書の受領報告に係る書類の提出がなかった件については、必要書類を令和2年10月12日付けで提出を受けました。

今後につきましては、提出が必要な書類を確認するためのチェックリストを作成のうえ、観光シティ・プロモーション課、相模川自然の村野外体験教室及び指定管理者の三者間で共有し、複数の職員でチェックすることで提出漏れが無いよう対応してまいります。